

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年4月24日

島根県警察本部長

丸山直紀

1 入札に付する事項

- (1) 入札の件名
特殊詐欺被害防止コールセンター業務委託
- (2) 入札案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 入札方法

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県が行う入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の5第1項の規定に基づき定める資格は、次のとおりとする。
 - ア 島根県税を滞納していない者であること。
 - イ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - ウ 法人であって、委託事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
 - エ 島根県内に本社、本部、支店、支部等のいずれかがあること。
 - オ 過去5年以内に国又は地方公共団体と同種・同規模の契約を締結し、履行した実

績又は事業として特殊詐欺被害防止活動などの防犯活動の実績があること。

- (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和7年5月9日正午までに、入札説明書に定める入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札の場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話0852-26-0110 内線2241～2243

- (2) 入札説明書の交付期間

本公告の日から令和7年5月9日までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札説明会

実施しない。

- (4) 入札の日時及び場所

入札は簡易書留による郵送又は持参により行うこと。

ア 提出期限 令和7年5月22日（木）午後4時

イ 提出場所 (1)の場所

- (5) 開札の日時及び場所等

ア 日時 令和7年5月23日（金）午前11時

イ 場所 島根県警察本部 7階 聴聞室

なお、開札に際し、入札者の来庁は求めないこととする。

5 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。